



# ようこそ 公民館へ！



# 公民館とは・・・



## 1. 公民館の目的

社会教育法第20条には「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」が公民館の目的として掲げられています。

この条文にあるように、公民館は地域の人々にとって身近な学習の足場となる場所であること、人々の交流の場として重要な役割を果たすことを目的として建てられています。

## 2. 社会教育とは

社会教育法第2条には「学校教育法（略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されています。

つまり、「学校教育」以外の学習活動を「社会教育」といいます。

## 3. 公民館の歴史

ここで、意外と知られていない？公民館の歴史について簡単に説明します。

現在の公民館の運営が定められたのは、日本国憲法公布より前の昭和21年7月です。

第二次世界大戦後、国民が恒久の平和を愛し、民主主義による新たな国づくり、地域づくりを進めるために、文部次官通牒「公民館の設置運営について」という公民館構想が国の指針として公にされました。

この公民館構想作成に関わった当時の文部省社会教育課長 寺中 作雄が著したのが「公民館の建設～新しい町村の文化施設」、一般的によく『寺中構想』と呼ばれているものです。

著書によると、公民館は「社会教育、社交娯楽、自治振興、産業振興、青年養成の目的を総合して成立する郷土振興の中核機関である」とあります。

これを機に全国の市町村で公民館の建設や公民館活動が始まりました。



この写真は昭和46年に建てられ、昭和63年まで利用された、プレハブだった頃の内牧地区公民館で、建替えのため取り壊される直前に写したものです。

# 公民館の運営



## 1. 運営の原則

公民館は、社会教育法に基づき、市町村の社会教育行政の一部に位置づけられています（社会教育法第21条第1項）。

平成15年以降は、地方自治体法の一部改正により指定管理者制度が生まれ、公民館の管理・運営にも導入されています。

公民館の運営の原則には次の3つがあります。

### 「地域性」

公民館は、行政が地域住民のニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応などについて、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。

### 「教育専門性」

すべての活動に、社会教育的な観点に基づいた専門的な配慮がなされている。

### 「公共性」

公民館は、年齢、性別、職業等を問わず、全ての人に開かれた場所として運営している。

## 2. 公民館の仕事

公民館には、さまざまな仕事があります。社会教育法第22条には次の6つの事業が掲げられています。

### 一 定期講座を開設すること。

例えば、「内牧ふれあい講座」「うちまきプレイルーム」など、毎年定期的に複数回連続して行われている事業が該当します。

### 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

例えば、「小学生期家庭教育学級」「教養講座」「幼児家庭教育学級」など、時々話題がテーマで、単発的に行われている事業が該当します。

### 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

公民館には図書コーナーが設けられています。内牧地区公民館の図書コーナーが囲炉裏端のようになっているのは、ここで読み聞かせ等ができる様にとの工夫からです。

また、内牧地区公民館には展示コーナーがありますが、ここには地域の方や、利用者の活動、活躍がわかるような記録、資料が展示されています。市内の公民館でもこれだけの常設の展示コーナーはここだけです。

#### 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

公民館では、毎年10月に市民体育祭や地区の体育振興会との共催で各種スポーツ行事を開催しています。

#### 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

自治会、体育振興会、学校、PTA、いきいきクラブ連合会、更生保護女性会、公民館利用サークルなど地域の様々な団体と連絡を図っています。

#### 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

貸館業務がこれにあたります。地域の人たちがさまざまな社会活動を行うために、身近で気軽に利用できる活動場所として、公民館がその場所を提供することも大きな仕事の1つです。

### 3. 公民館の特色

公民館のとても大切な仕事の1つとして「講座を開催すること」と説明しましたが、近年カルチャーセンターなどの施設でもさまざまな「講座」を開催しています。では、公民館とカルチャーセンターの違いは、何でしょうか。

最も大きな違いは、公民館は教育基本法や社会教育法に明確な位置づけがされているということです。また、カルチャーセンターが開催する講座の対象者は「その講座に興味がある人」であるのに対して、公民館の講座の対象者は「地域住民」ということです。

そして、学習形態にも違いがあります。カルチャーセンターは「講師が中心」であるのに対して、公民館は「学びたい人が中心」です。

さらに、学習したことを還元する先にも違いがあります。カルチャーセンターは「個人に還元(資格取得・キャリアアップ)」に対して、公民館は「地域に還元(学習したことを生かして地域活動に取り組む)」のための講座を開催しているのです。

他にも、公民館の講座は「その地域ならではの講座がある」「サークル化につなげ、講座終了後も学習が継続できる」という特色を持っています。

### 4. 公民館の職員・社会教育主事とは

春日部市の公民館では、社会教育法により必置とされている館長と、一般に「公民館主事」といわれている職員が職務に当たっています。

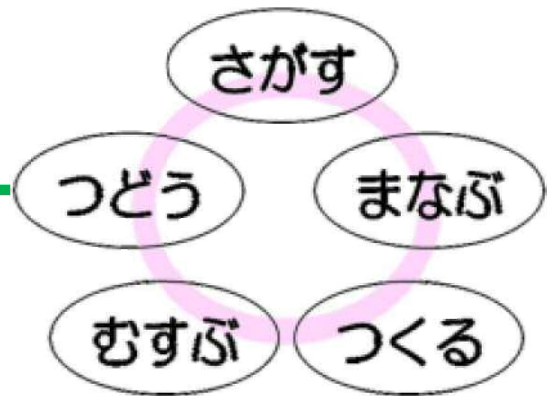
また、「社会教育主事」という社会教育に関する専門の資格を持った職員が働いています。

社会教育主事は、法律上、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず配置することとされていますが、春日部市では平成29年12月現在、16館のうち7館10名の社会教育主事が公民館で働いています。

「社会教育主事」は主に、地域で社会教育活動をする人々の連絡・調整や具体的な活動のための専門的技術的な助言および指導を行い、地域のコーディネーターとして積極的な役割を果たすことが期待されています。



# 公民館の5つの役割



## 1. 公民館のあり方

次の図は、社会教育における公民館活動の目指すイメージです。実際にこの図のような活動をするのは難しいかもしれませんが、それでも、皆様がこうした段階にステップアップするきっかけを提供し、活動を支援するのが、社会教育施設である公民館のあり方だと考えています。

### 1. 課題発見

最近、おなかが出てきたな～



### 2. 原因考察



家では動かないし、いつも食べてばかりだからかな～

### 3. 解決方法を見つける

1, 2, 3, 4 ...



簡単な運動から始めるか！そうだ！！  
公民館でやっているストレッチ体操に行ってみよう～♪

### 6. サークル活動での経験を地域に還元

地域の人にストレッチ体操を教えるボランティアをしてみよう



### 5. 問題解決・仲間

同じ時間を共有・・・  
いつしか  
互いを高めあう仲間に☆



### 4. 目標設定

あの頃の体型に！！



## 2. 公民館の5つの役割

### その1. さがす



「何かイベントあるかな～」と  
チラシを探す公民館利用者さん。

公民館ではさまざまな機関から寄せられたチラシ・ポスターなどを掲示・配架し皆様の生活にとって役立つ情報を提供しています。

偶数月に1回発行している公民館だより「うちまき」においても、主催事業を開催するお知らせや事業報告、地域の行事などたくさんの情報をお届けしています。

また、共に集う仲間を通じ自分に必要な情報を得ることができるのも公民館の特徴です。このため、公民館は地域の皆様が情報収集しやすい環境をつくる役割があるといえます。

### その2. つどう



平成29年度第28回内牧地区  
文化祭の様子。2日間で1,210名  
の方にご来場いただきました。

子どもからお年寄りまですべての地域の人が集うさまざまな活動の拠点となるという役割です。主催事業の内牧地区文化祭がよい例で、出演者・実行委員・地元高齢者施設の方々など幅広い年齢層の方々も公民館につどい、1つの行事を作り上げています。

公民館では、いろいろな人と顔を合わせて、わからないことや知りたいことを学習することができます。こうした場所が身近な地域の中にあることも公民館の魅力の1つといえます。

### その3. まなぶ



地域の方の声をもとに生まれた講座「うちまき歴史探訪ツアー」「知りたい！やってみたい！」という声をぜひお聞かせ下さい。

公民館では地域の皆様の「知りたい！やってみたい！」という思いを解決するため、教養講座や体験教室を開催しています。

実際に「内牧の歴史について学べる公民館事業があったらいいんだけど～」と公民館職員に相談してきてくださった地域の方の声をもとに、教養講座「うちまき歴史探訪ツアー」を公民館が企画し、実施しました。

また、公民館の事業は、その場限りの学習では終わらせず、学習を受けた方が地域のために主体的に考え行動できるよう「人づくり」をおこなうことをプラスワンの目的として実施しています。

### その4. むすぶ



公民館利用を通じて、お知り合いになった4団体のサークルのみなさん。館外でも交流があり、活動の幅が広がっています。

個人と個人をむすぶ、個人とサークルをむすぶ、サークルとサークルをむすぶというように、ここ内牧という地域が1つのまとまりとしてさらに発展していくために、人々をむすびつける役割を公民館が担っています。

また、公民館では、学生を講座運営のサポーターとして迎えて地域の学校と地域の人とをむすぶ、教えたいたい人と学びたい人をむすぶ場所にもなっています。



## その5. つくる



皆様一人一人の活動が地域を  
作り上げていくのです。

これまでに説明した「さがす」「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という段階を経て新しい発見、新しい仲間、公民館や地域活動との連携を通じて「自分をつくる」「地域をつくる」ということにつながっていくことが公民館の役割と考えています。

## 公民館の5つの役割 まとめ

現代社会には様々な課題があります。少子高齢化・医療費問題・防災対策・人とのつながりの希薄化など…数えきれないほどです。

そんな今、地域という規模でこれらの課題を解決していくこと、地域コミュニティの重要性が再認識されるようになってきました。

公民館はこれら地域の課題を関連行政や学校や地域と連携して解決できる社会を目指し、主体的に考え、行動できる「人づくり」の場です。

**地域の主役は地域の皆様です！**

**公民館は、そんな皆様に寄り添える場所でありたいと思います。**



# 公民館の利用について



公民館があるのは知っているけど、行ったことがないのよね！  
行ってみたいけど・・・  
どんなふうに利用できるのかな。

ここまで、公民館についてさまざまなことを説明しました。

では、実際に公民館を利用してみましよう！

・・・しかし、ここで疑問に思う方もいるのではないのでしょうか。

「部屋はどうやって借りるの？」「サークルに入っていないと利用できないの？」

「公民館って誰でも使えるの？」

ここでは、簡単に公民館の利用についてご説明します。

## Q. 公民館って誰でも使えるの？

春日部市内在住、在勤・在学であればご利用いただけます。

ただし、利用目的や利用方法によっては、規定により制限があるため、ご利用いただけない場合があります。

例：指導者主導の営利活動、宗教団体の布教活動など

詳細につきましては、下記をご参照下さい。

- ①公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき
  - ②建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき
  - ③営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するとき
  - ④特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき
  - ⑤特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき
  - ⑥その他管理上支障があるとき
- ア 公民館の設置目的である生活文化の振興、社会福祉の増進に反すると認められるとき
- イ 定員を超える使用のとき
- ウ 火気使用や、大音響、煙、臭気、騒音、振動等を発生させ、他の使用者や一般市民に不快感を与えたり、危険が及び恐れがあるとき
- エ 身体の危険を伴う恐れのある行為をして、使用者、他の使用者や一般市民に危険が及び恐れがあるとき
- オ 未成年者の教育上支障があると認められるとき
- カ 申請書類の記載に虚偽が認められるとき

## Q. サークルに入っていないと利用できないの？

お一人でもご利用いただけます。例えば、公民館で本を読みたいな～という場合も、お気軽に公民館のフリースペースをご利用いただけます。

また、楽器の個人練習がしたいな～という場合も、登録をすれば部屋をご利用いただくことも可能です。

「今はサークルに入っていないけど、興味のあるサークルがあれば入りたいな～」という方は、ぜひ公民館にお問合せください。新しい仲間を募集しているサークルがたくさんあります！

各公民館内やホームページで、サークル員を募集している団体が見られます。

気になるサークルを見つけたら、公民館に電話または直接お尋ねください。



卓球をやっているサークルがあるんだ～！初めてだけど・・・挑戦してみようかな♪

卓球の〇〇というサークルの見学に行きたいのですが・・・



公民館



# Let'sチャレンジ★☆☆



## Q. 部屋はどうやって借りるの？

公民館の部屋をご利用いただくためには、事前に登録が必要です。

まず、公民館のどの部屋を借りるか、使用料はいくらか、ホームページなどから確認していただくか、公民館にお問合せください。

公民館には、いろいろな部屋があり、使用料は部屋によって異なります。

登録は、窓口受付時間内（開館日の午前8時30分～午後5時15分）に公民館に直接ご来館いただき、書類の記入によって行います。

※開館日：火曜日～日曜日（祝日、祝日が月曜日の場合の翌日、年末年始を除く）

開館日は公民館によって異なる場合がございます。

## 公民館の利用について まとめ



学生ではないけれど、  
学びたいこと、知りたいこと  
たくさんある！

そんな方こそ！



わたしもやってみたいことが  
あるの！でもどこで  
相談したらいいのかな～

そんな方も！



公民館は、皆様の「何かやってみたい」「新しい趣味を見つけたい」という気持ちを応援します。



お気軽にお問合せ  
ください！



# 公民館の利用の例

まずは一度、ぜひ公民館にお越し下さい！  
公民館の利用の仕方はさまざまです。



公民館には、本がたくさん  
あります！読み聞かせのできる  
図書コーナーも！



午後のひとときを公民館で。  
ママ友とのおしゃべりに。  
内牧南公民館には託児室も  
ありますよ



お散歩のついでに  
公民館でちょっと休憩・・・  
なんて使い方も～



会社帰りに公民館へ。  
昔の仲間と歌ったり踊ったり。  
ストレス発散！



地域でボランティア活動  
してみたい！公民館はさまざま  
な地域団体・機関とのつながり  
もあります。





# 施設の紹介

## 内牧地区公民館



のどかな自然と文化が息づく内牧

そんな地域にとけあう館

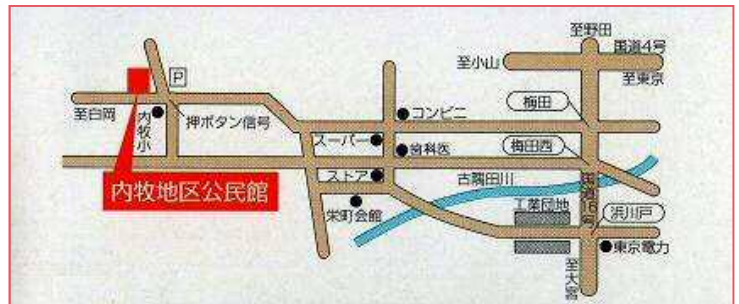
### ●交通機関（アクセス）

鉄道・・・

東武伊勢崎線（スカイツリーライン）  
北春日部駅西口下車徒歩25分

バス・・・

朝日バス、春日部駅西口より  
春日部エミナスまたは内牧彩光苑行き、  
内牧小学校前下車徒歩1分



### ●部屋のご案内

階数	名称	定員（人）	1時間あたりの使用料（円）	特記事項
1	講堂	180	700	
	会議室兼リハーサル室	18	100	・講堂と併せてご利用いただく場合を除いて、予約は2時間まででお願いします。 ・飲食不可
	和室	67	150	・土足不可
	研修室Ⅰ	39	200	
2	研修室Ⅱ	39	200	
	実習室	22	150	・土足不可
	体育室	400	※1,200	・卓球台 1台 1時間 200円（6台ございます） ・バドミントンコートをご利用いただく場合、1時間 500円 ・土足不可 ・飲食不可



施設についての詳細はホームページからもご覧いただけます。

[http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisetsu-annai/category\\_search/kouminkan/uchimaki.html](http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisetsu-annai/category_search/kouminkan/uchimaki.html)

ご不明な点がございましたら、公民館までお問合せください。

内牧地区公民館 電話番号 048-752-3255

# 施設の紹介

## 内牧南公民館

古きよきたたずまい  
ゆったりとしたひとときを  
過ごすなら、ここ

### ●交通機関（アクセス）

鉄道・・・

東武野田線（アーバンパークライン）

八木崎駅下車徒歩23分

バス・・・

朝日バス、春日部駅西口より

春日部エミナスまたは内牧彩光苑行き、  
栄橋下車徒歩8分

### ●部屋のご案内



階数	名称	定員（人）	1時間あたりの使用料（円）	特記事項
1	大会議室	200	600	
2	講習室	60	200	
	料理実習室	25	150	
	和室	30	150	
	託児室	10	—	

※内牧南公民館は、館内土足禁止です。スリッパのご用意がございます。



施設についての詳細はホームページからもご覧いただけます。

[http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisetsu-annai/category\\_search/kouminkan/uchinan.html](http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisetsu-annai/category_search/kouminkan/uchinan.html)

ご不明な点がございましたら、公民館までお問合せください。

内牧南公民館 電話番号 048-761-0065

# 事業の紹介

平成29年度内牧地区公民館・内牧南公民館事業一覧

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・内牧南公民館 利用サークル見学・体験</li> <li>・公民館だより発行</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うちまき緑のコンサート</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難、炊き出し、避難所運営訓練</li> <li>・婦人バレーボール、ソフトバレー大会</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> <li>・公民館だより発行</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内牧ふれあい講座（1）（2）</li> <li>・少年少女球技大会</li> <li>・趣味の講座「梅ジャム作り」</li> <li>・家族ふれあい教室「グリコピアイースト工場見学」</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内牧ふれあい講座（3）</li> <li>・青少年体験教室「うちまき蝶の観察会」</li> <li>・青少年体験教室「内牧地区夏休み子ども納涼祭」</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> <li>・公民館だより発行</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内牧ふれあい講座（4）（5）</li> <li>・幼児家庭教育学級（1）</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民体育祭 内牧地区大会</li> <li>・幼児家庭教育学級（2）</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> <li>・公民館だより発行</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内牧地区文化祭</li> <li>・内牧地区福祉大会</li> <li>・教養講座「やさしい俳句教室」(1)</li> <li>・異文化交流</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養講座「やさしい俳句教室」(2)</li> <li>・趣味の講座「キムチ作り」</li> <li>・幼児家庭教育学級（3）</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> <li>・公民館だより発行</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館利用者のつどい、人権問題研修会</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生期家庭教育学級</li> <li>・教養講座「うちまき歴史探訪ツアー」</li> <li>・趣味の講座「健康体操」</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> <li>・公民館だより発行</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味の講座「おいしい楽しいコーヒーの淹れ方教室」</li> <li>・うちまきプレイルーム</li> <li>・うちまき南遊楽座～将棋</li> </ul>	





「ようこそ公民館へ！」

発行日 平成30年1月  
編集発行 春日部市内牧地区公民館  
春日部市内牧4398番地  
(TEL) 048-752-3255  
(FAX) 048-752-3255  
春日部市内牧南公民館  
春日部市内牧1498番地  
(TEL) 048-761-0065  
(FAX) 048-761-0065

